

平成19年度 第2回

大阪府都市計画審議会 会議録

日時：平成19年12月21日（金）

午前10時30分～午前11時38分

場所：大阪府中央区大手前三丁目1番43号

プリムローズ大阪「鳳凰の間」

議 題

【審議案件】

議第 2 5 1 号「北部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更」について

議第 2 5 2 号「吹田都市計画一団地の住宅施設（千里丘陵 1 号住宅）の変更」について

議第 2 5 3 号「吹田都市計画一団地の住宅施設（千里丘陵 3 号住宅）の変更」について

議第 2 5 4 号「東部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更」について

議第 2 5 5 号「東部大阪都市計画道路の変更」について

議第 2 5 6 号「南部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更」について

議第 2 5 7 号「南部大阪都市計画道路の変更」について

議第 2 5 8 号「大阪都市計画道路の変更」について

【報告案件】

○「景観法に基づく景観計画の策定」について

平成19年度 第2回大阪府都市計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考
1	学識経験の者 あ 経 験 の 者	岡田 憲夫	京都大学教授	出	会長
2		土井 幸平	大東文化大学教授	出	会長代理
3		松室 猛	大阪府選挙管理委員会委員長	出	
4		溝畑 朗	大阪府立大学教授	欠	
5		細見 昌彦	大阪学院大学教授	出	
6		荻田 緋佐子	大阪商工会議所代表	出	
7		西村 多嘉子	大阪商業大学教授	出	
8		上原 理子	弁護士	欠	
9		森本 幸裕	京都大学教授	欠	
10		井川 勝巳	大阪府農業会議会長	出	
11		増田 昇	大阪府立大学教授	欠	
12	関係行政機関 の 職 員	齊藤 昭	近畿農政局長	出	代理:農村計画部農村振興課長 松下 博
13		久貝 卓	近畿経済産業局長	出	代理:地域開発室長 山本 陽一
14		布村 明彦	近畿地方整備局長	出	代理:企画部環境調整官 細川 雅
15		各務 正人	近畿運輸局長	出	代理:企画観光部次長 小田 昇
16		縄田 修	大阪府警察本部長	欠	
17	府 議 会 議 員	奴井 和幸	府議会議員(自民)	出	
18		北川 法夫	府議会議員(自民)	出	
19		西野 弘一	府議会議員(自民)	出	
20		中川 隆弘	府議会議員(民主)	欠	
21		中島 健二	府議会議員(民主)	出	
22		鈴木 和夫	府議会議員(公明)	欠	
23		岩下 学	府議会議員(公明)	出	
24		堀田 文一	府議会議員(共産)	出	
25	市町村の長を 代表する者	倉田 薫	大阪府市長会会長	欠	
26	市町村の議会の 議長を代表 する者	山元 学	大阪府市議会議長会会長	欠	
27		仁部 順行	大阪府町村議長会会長	出	
28	大阪市長及び 大阪市会議長	平松 邦夫	大阪市長	出	代理:大阪市計画調整局長 北村 英和
29		足高 将司	大阪市会議長	出	

※ 委員29名中20名出席

平成19年度 第2回大阪府都市計画審議会臨時委員名簿

番号	職名	氏名	関連議案番号
1	吹田市長	阪口 善雄	第252号 第253号
2	吹田市議会議長	和田 学	第252号 第253号
3	守口市長	西口 勇	第255号
4	守口市議会議長	山口 保己	第255号

平成19年度 第2回大阪府都市計画審議会幹事名簿

番号	職名	氏名	出欠	備考
1	都市整備部長	福田 保	欠	
2	都市整備部技監	井上 章	出	
3	都市整備部次長	水本 行彦	欠	
4	都市整備部総務課長	西井 忠好	欠	
5	事業管理室長	小川 哲治	欠	
6	総合計画課長	桶谷 剛史	出	
7	交通道路室長	村上 毅	※	臨時幹事:道路交通課参事 井出 仁雄
8	河川室長	吉田 八左右	欠	臨時幹事:河川整備課課長補佐 寺前 真次
9	下水道課長	北山 憲	※	臨時幹事:下水道課課長補佐 小林 保
10	公園課長	荒木 美喜男	※	臨時幹事:公園課課長補佐 増山 和弘
11	港湾局長	古川 博司	欠	
12	住宅まちづくり部長	戸田 晴久	欠	
13	住宅まちづくり部技監	吉田 敏昭	出	
14	住宅まちづくり部理事	沢田 吉和	欠	
15	住宅まちづくり部次長	小林 栄	欠	
16	居住企画課長	佐野 裕俊	出	
17	市街地整備課長	高村 正則	出	
18	建築指導室長	志摩 宣彦	出	臨時幹事:建築企画課長 中野 義裕
19	住宅経営室長	中島 俊行	※	臨時幹事:住宅整備課長 田村 誠
20	企画室長	大江 桂子	欠	
21	市町村課長	中野 時浩	※	臨時幹事:市町村課総括主査 元木 一典
22	危機管理室長	飯尾 慎太郎	欠	
23	健康福祉総務課長	里中 亨	欠	
24	環境衛生課長	辻 精一郎	欠	
25	産業労働企画室企画課長	田中 精一	欠	
26	みどり・都市環境室長	北田 博昭	出	
27	循環型社会推進室長	沢村 功	欠	
28	環境管理室長	大槻 芳伸	※	臨時幹事:環境保全課長 葉山 幸雄
29	農政室長	岡本 康敬	欠	
30	水道部経営企画課長	井上 博司	欠	
31	教委事務局総務企画課長	北尾 悦幸	欠	
32	教委事務局施設課長	鈴木 博史	欠	
33	教委事務局文化財保護課長	富尾 昌秀	※	臨時幹事:指定文化財グループ主査 地村 邦夫
34	府警本部交通規制課長	西本 雄治	欠	

※ 代理として任命した臨時幹事が出席

平成19年度 第2回大阪府都市計画審議会臨時幹事名簿

番号	職名	氏名	関連議案番号
1	吹田市都市整備部長	宮村長男	第252号 第253号
2	守口市都市整備部長	小嶋和平	第255号
3	守口市都市計画課長	谷口哲夫	
4	松原市都市整備部長	中野喬	第257号 第258号
5	松原市都市整備部次長	音野清継	
6	大阪市都市計画担当課長	高橋徹	

目 次

1	開会	1
2	議第251号「北部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更」について 議第254号「東部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更」について 議第256号「南部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更」について.....	2
3	議第252号「吹田都市計画一団地の住宅施設(千里丘陵1号住宅)の変更」について 議第253号「吹田都市計画一団地の住宅施設(千里丘陵3号住宅)の変更」について	9
4	議第255号「東部大阪都市計画道路の変更」について.....	17
5	議第257号「南部大阪都市計画道路の変更」について 議第258号「大阪都市計画道路の変更」について	20
6	報告案件「景観法に基づく景観計画の策定」について	24

1 開会

午前10時30分開会

○司会 それでは、大変お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから、平成19年度第2回大阪府都市計画審議会を開催いたします。私は本日の司会を務めます総合計画課の中田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に委員の皆様のお手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。お手元の配付資料一覧をご覧ください。資料は順に、「委員配席表」、「大阪府都市計画条例及び規則」、続いて「次第、案件概要並びに委員幹事名簿」。続きまして、資料1「議案書」、続きまして資料2「審議会資料」、次に資料3「景観法による景観計画の策定について」。以上、6点でございます。漏れている資料はございませんでしょうか、よろしいでしょうか。

次に、本日は現委員数29名の方々のうち、20名の委員の御出席をいただいておりますので、大阪府都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会の定足数を満たしておりますことを、まずは御報告申し上げます。

なお、本審議会は公開で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、岡田会長に議事進行をお願いしたいと存じます。岡田会長、よろしくお願いいたします。

**2 議第251号「北部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更」について
議第254号「東部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更」について
議第256号「南部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更」について**

○会長（岡田憲夫君） おはようございます。本審議会の会長を務めております岡田でございます。どうぞよろしく願いいたします。委員の皆様には、本日は大変お忙しい中、特に師走の押し迫った午前中に御出席いただきましてありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただいまから平成19年度第2回大阪府都市計画審議会の議事に入ります。今回、御審議をいただきます案件は、あらかじめ皆様方のお手元にお届けしました議案書のとおり、「北部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更」を含みます8の議案でございます。

なお、関連議案の都合上、一部の議案につきましては、説明の順序が前後する場合がありますので、御了承ください。

最初に御審議いただきますのは、議第251号、議第254号及び議第256号です。この三つの議案につきましては、相互に共通する内容がございますので、幹事にまとめて説明をさせます。

○幹事（桶谷剛史君） 総合計画課長の桶谷でございます。よろしく願いいたします。

それでは議案の説明に入ります。

議第251号「北部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更」、議第254号「東部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更」及び議第256号「南部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更」、以上3議案につきまして、一括して御説明いたします。

議案書の1ページから11ページ、21ページから31ページ、37ページから50ページ、資料の1ページから79ページでございます。

住宅市街地の開発整備の方針とは、都市再開発の方針や防災街区整備方針とともに、三方針と呼ばれる都市計画区域について定められる都市計画の基本的な方針であり、これまでは、大都市法により「住宅及び住宅地の供給計画」と適合するよう定めることとされておりました。

平成18年6月に住生活基本法が制定され、大都市法が改正されたことにより、「住宅及び住宅地の供給計画」は廃止され、都道府県は新たに、「住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画」として、「住生活基本計画」を定めるとともに、住宅市街地の開発整備の方針については、この計画に適合するよう定めることとされました。

大阪府では、平成18年3月の住宅まちづくり審議会の答申を踏まえ、大阪府住生活基本計画の素案を策定し、府民意見等を反映するとともに、府内市町村、国土交通大臣との協議を経て、平成19年3月に「大阪府住生活基本計画」を策定したことから、今回、住宅市街地の開発整備の方針の見直しを行うものでございます。

住宅市街地の開発整備の方針には、「住宅市街地の開発整備の目標」と「良好な住宅市街地の整備または開発の方針」と「重点地区」を定めることとされております。

「重点地区」には、例えば、市街化区域においては、一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、または開発すべき相当規模の地区を定め、あわせて、当該地区の整備又は開発の計画の概要を定めることとされております。

これらは、大阪府住生活基本計画と適合するよう定め、「重点地区」は、住生活

基本計画の「重点供給地域」の中から定めることとされております。

そこで、「住宅市街地の開発整備の目標」につきましては、北部大阪・東部大阪・南部大阪の3都市計画区域共通とし、住生活基本計画の基本目標を踏まえ、「安全・安心で居住魅力と活力ある大阪」を目指すべき目標に掲げ、安全・安心を支える居住の確保を優先するとともに、大阪の将来を支えるための活力を生み出すため、価値観や居住ニーズの多様性への対応、行政や民間、住民、コミュニティによる協働、さまざまな魅力の次世代への継承といった、住まいや暮らしの豊かさの実現を追求することといたします。

また、「良好な住宅市街地の整備または開発の方針」につきましても、3都市計画区域共通とし、住生活基本計画の「基本目標」や「住宅の供給等及び住宅地の供給に関する基本方針」等を踏まえ、「テーマ別の方針」として、安全、安心、さまざまな暮らしの選択、活力あるコミュニティ、次世代への継承の五つのテーマごとに方針を定めるほか、「地域特性別の方針」として、都市基盤整備の状況や住宅ストックの状況などに着目し、①既成市街地内の低・未利用地等、②既成市街地内の老朽公共賃貸住宅団地や木造密集市街地等、③市街化区域内農地、④丘陵部、⑤計画開発住宅市街地の各地域ごとに、住宅市街地の開発整備のあり方を定めます。

「重点地区」につきましては、三つの都市計画区域それぞれにおいて、住生活基本計画における「重点供給地域」に適合するよう、地区の追加、削除、内容の変更等を行います。

北部大阪都市計画区域においては、茨木市域の「真砂・玉島台地区」を初め、新たに4地区を指定し、「重点供給地域」において、事業が完了したとして削除された

地区など20地区を削除いたします。

千里ニュータウンにおいては、豊中市域の「新千里東町・新千里南町・新千里西町地区」及び吹田市域の「佐竹台・津雲台・藤白合・青山台地区」において、これまで重点地区に指定し、老朽化した公社住宅の建てかえを進めておりましたが、千里ニュータウン全体として良好な住宅市街地の形成を図るため、再生に向けた取り組みが進められようとしていることから、両地区を含め、新たに千里ニュータウン全体を重点地区に指定いたします。これらの変更により、重点地区は21地区となります。

東部大阪都市計画区域においては、枚方市域の「中宮第1地区」を初め、新たに6地区を指定し、9地区を削除いたします。これらの変更により、重点地区は23地区となります。

南部大阪都市計画区域においては、貝塚市域の「貝塚森地区」を初め、新たに8地区を指定し、37地区を削除いたします。これらの変更により、重点地区は43地区となります。

なお、平成19年10月15日から29日までの2週間、都市計画法第17条に基づき案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

また、案の作成に当たり公述人を募集いたしましたが、公述の申出はございませんでした。

説明は、以上でございます。

○会長（岡田憲夫君） それでは、ただいま幹事から説明を受けました議案につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

○堀田委員 今回の議案のうちの、それぞれ三つとも共通している問題ですけども、1の

住宅市街地の開発整備の目標という項目ですね。その中で、従前の、変更前の計画では、しょっぱなに、「大阪府においては住居費の負担を感じている世帯が多く、居住水準の達成も遅れている」、こういう記述が従前は入ってた。参考資料2の2ページの頭ですね。この記述というのは、住居費の負担とか居住水準を未達成という問題は、今日でも大きな課題としてまだ残っておるのではないかという気がしておるんですけども。それがなぜ消えてしまったのか気になりますので、御説明をお願いします。

○幹事（桶谷剛史君） 資料の2ページの変更前のところにある、御指摘の記述でございますが、今回記述はされておられませんけれども、基本的に今回の変更に伴いまして方針は、先ほど説明しましたように住生活基本計画に適合して定めるということにしてございまして、そういう目標のあたりは、住生活基本計画から引用したということになってございます。そういうことで、今回漏れていると言いますか、ここの文案が削除されていることで理解しております。

○堀田委員 ちょっと念のためにもう一度お伺いしたいんですけれども。したがって、住居費の負担を感じている世帯が今でも多くても、居住水準の達成が今でも遅れているとしても、それは基本計画の方で抜けてたら、こちらも抜かすんだと、抜かすんだと、そういうことで理解していいんでしょうか。

○幹事（桶谷剛史君） 特に取り上げるべき重大な事項ということではないのかなという認識でございます。

○堀田委員 それで趣旨はわかりました。

それともう一点ですね、今度の計画には同和問題という言葉が入っているんですね。

資料2でいきますと3ページです。3ページに変更前、変更後というのが並べて

あります。右の方に変更後が載ってまして、3ページの下から5行目、「同和問題や高齢者・障害者・母子家庭・外国人などが抱える様々な課題に対し」と書かれているということで、同和問題が一つの課題として新しく登場するという形になってます。

同和対策は全国的にも、国レベルでも終結する、何年も前の話でございます。それが今年になってから同和問題が登場するというのはどうも理解しにくいんですけど、これはどのように理解したらいいんでしょうか。

○幹事（桶谷剛史君） これも今申し上げました、住生活基本計画に適合してということから、この基本計画の中で示されておる基本目標を引用いたしましてテーマ別の方針に掲げたということにしております。

御指摘の記述のところなんですけど、これは同和問題であれ、高齢者・障害者等が抱えるさまざまな課題ということで、すべての人を対象としてユニバーサルデザインのまちづくりを進めるということ、そういう視点を記述したものというふうに理解しております、住生活基本計画にも、あるいは今回の方針の中にも取り入れたということでございます。

○堀田委員 何でも住生活基本計画に則してとか、則って作ったんだといえども、この計画全体そのものが、最初の認識では住生活基本計画に書いているとおりと、それですべて済むことになっちゃうんですね。ですから、わざわざ審議会にこういうものが出されている以上、どこかに書いてあるからという説明では、何か審議する値打ちがないと思いますので、これは会長の方でしっかり別途取り計らっていただきたいと思います。

同和問題については、そのあとは高齢者・障害者・母子家庭、さまざまな人と、

こういうことなんですかね。同和問題というのは一人じゃないですよ、問題ですよ。

そういう意味でも不調和というか、変だなという気はしますけどね。これは意見として申し上げます。

○会長（岡田憲夫君） 御意見ありがとうございました。

では、そのほかに承ることございませんでしょうか。堀田委員のは御意見というふうに向ってよろしいでしょうか。

○堀田委員 意見ですよ。

○会長（岡田憲夫君） そのほか御意見、あるいは御質問等ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（岡田憲夫君） それでは御意見をいただきましたが、特に反対の御意見がないと。

○堀田委員 反対ですよ。

○会長（岡田憲夫君） 反対の御意見ですか。

○堀田委員 そうです。

○会長（岡田憲夫君） わかりました。ということは、反対という意見を御表明になったと、そういうことですね。

○堀田委員 はい。

○会長（岡田憲夫君） それでは、それ以外に、もし御意見、御質問がございませんようでしたら、この議案につきましては御異議がございますので、採決をしたいと思えます。

まず、この三つの議案につきまして一括により採決することにつきましては、御異議ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○会長(岡田憲夫君) それでは御異議がないようですので、この三つの議案につきましては一括して採決します。

議第251号、それから議第254号及び議第256号、この三つの議案につきまして原案どおり承認することにつきましては、賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

○会長(岡田憲夫君) 挙手多数ですので、この議案は原案どおり可決されました。

**3 議第252号「吹田都市計画一団地の住宅施設(千里丘陵1号住宅)の変更」について
議第253号「吹田都市計画一団地の住宅施設(千里丘陵3号住宅)の変更」について**

○会長(岡田憲夫君) 次に御審議いただきますのは、議第252号及び議第253号です。

この二つの議案につきましては、付議の理由が共通しておりますので、その内容につきまして幹事にまとめて説明をさせます。

○幹事(桶谷剛史君) 議第252号「吹田都市計画一団地の住宅施設(千里丘陵1号住宅)の変更」、議第253号「吹田都市計画一団地の住宅施設(千里丘陵3号住宅)の変更」につきまして、一括して御説明いたします。議案書の13ページから20ページ、資料の81ページから85ページでございます。

「一団地の住宅施設」とは、50戸以上の住宅及びその居住者の生活利便施設を都市計画に定め、それらを一団の土地に集団的に建設することにより、都市における適切な居住機能の確保及び都市機能の増進を図ることを目的とした制度でございます。

千里ニュータウンにおきましては、開発に際し、大規模なニュータウンの開発等に

活用される新住宅市街地開発事業の制度が創設されていなかったことから、計画的な住宅供給を強力に推進するため、開発初期に事業着手された吹田市の区域の一部である千里丘陵1号住宅、千里丘陵3号住宅において適用された制度でございます。

昭和35年には、津雲台、高野台、佐竹台を中心とする約258.3ヘクタールにおいて千里丘陵1号住宅が都市計画決定され、昭和38年には、青山台、古江台、藤白台を中心とする約317.9ヘクタールにおいて千里丘陵3号住宅が都市計画決定されております。

主な都市計画の内容としては、住宅の予定戸数、団地面積に対する建築面積及び延べ床面積の割合、道路や公園等の都市基盤施設の配置、小学校や中学校などの教育施設の配置、近隣センターや診療所等の公益的施設の配置など、千里ニュータウンの開発当初の計画内容を定めており、千里丘陵1号住宅は昭和45年に、千里丘陵3号住宅は昭和42年に、それぞれ開発の完了にあわせて最終の都市計画変更を行っております。

現在では、両地区を含む千里ニュータウンは、道路、公園、用途地域などの都市計画により、良好な住環境が保たれております。しかし、まちびらきから40年以上が経過し、人口の減少、少子高齢化の進展、住宅の老朽化やサービス施設の衰退など、さまざまな課題を抱えております。

これらの課題に対応するため、大阪府、豊中市、吹田市、独立行政法人都市再生機構等からなる「千里ニュータウン再生連絡協議会」により、平成19年10月、千里ニュータウンのさまざまな課題を解決しながら、まちの活力を発展、継承していくための基本的な考え方を示す指針として、「千里ニュータウン再生指針」が策定され

ました。

この指針は、「住民が生活していることを重視」、「将来住民となる次世代のことを重視」などの再生の理念に基づき、基本方針及び取り組み方針により構成されており、基本方針では、「みんなで夢を育み次代につなぐ千里ニュータウン」を再生の目標とし、「多様な世代が楽しめるまち」、「みどり豊かで美しいまち」などの都市像を目指し、実現のための視点を踏まえ、土地利用のあり方、住宅・住宅地のあり方などの再生に向けた千里ニュータウンのあり方を示しております。

また、取り組み方針では、「住環境を守り・つくるルール」、「地域の賑わいや交流の場づくり」など20項目の取り組みを示しております。

この指針を踏まえ、住民や事業者、行政等が連携した千里ニュータウンの再生に向けた取り組みがこれから進められようとしております。

そこで、先ほど説明した「住宅市街地の開発整備の方針」の変更により、「千里ニュータウン再生指針」などに基づく良好な住宅市街地の形成について、当該方針に位置づけるとともに、千里ニュータウン全域を「重点地区」として定めることに併せ、千里ニュータウンの再生により目指すべき姿が、開発当初の計画内容を定めた「一団地の住宅施設」から変化しているため、今回、「一団地の住宅施設」を廃止するものでございます。

なお、平成19年10月15日から29日までの2週間、都市計画法第17条に基づき案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

また、案の作成に当たり公述人を募集いたしましたが、公述の申出はございませんでした。

説明は以上でございます。

○会長（岡田憲夫君） ただいま幹事から説明を受けました議案につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

○阪口臨時委員 吹田市長の阪口善雄でございます。本日は、和田学吹田市議会議長とともに臨時委員として出席させていただいておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

今回の都市計画議案「吹田都市計画一団地の住宅施設（千里丘陵1号住宅、千里丘陵3号住宅）の変更」について一言、吹田市としての意見を申し述べます。

千里ニュータウンは、高度経済成長期の大阪都市圏への産業と人口の集中によりもたらされました勤労者の住宅需要に対応いたしますため、竹林と雑木林に覆われておりました本市と豊中市にまたがり、大阪府北部の丘陵地、約1,100ヘクタールの広大な範囲におきまして、国家的事業として建設されました、我が国初の大規模ニュータウンでありますことは、皆様方も御承知のことと存じます。

その千里は全国のニュータウン建設のモデルとして、また20世紀のまちづくりのモデルといたしまして、多摩や泉北など、大規模ニュータウンの先駆けとして大きな役割を担ってまいりました。

昭和37年、1962年のまちびらき以来、豊かな緑をはぐくみ、大阪国際空港や新大阪駅などの主要ターミナルにも近接するという交通至便な立地特性にも恵まれました千里は、そこに住まうものだけではなく、大阪都市圏、関西圏に暮らす人々をも魅了する全国屈指の成熟した町として広く知られております。また、千里ニュータウンを核とし、グレーター千里として拡大発展いたしておりますエリアには、大阪大学を始め、

国立民族学博物館や大阪大学医学部附属病院、国立循環器病センターなど、文化学術研究機関や国際文化公園都市「彩都」、そして名神、中国、近畿の高速道路網などの機能集積が進み、現在もなおそのすそ野を広げております。

本年10月に策定されました「千里ニュータウン再生指針」は、大阪府、吹田市、豊中市、都市再生機構、大阪府住宅供給公社、さらに大阪府タウン管理財団の6者が協議し、それぞれの立場から千里ニュータウンの良好な住環境を「守り、創り、育てる」ための取り組み方針として、ハード面はもとより、地域コミュニティや人づくり、仕組みづくりなどのソフト面に至るまで広範囲にわたって記述されており、その中で「住宅の再生・更新等に当たっては、吹田市の『千里ニュータウンのまちづくり指針』などに沿って住民との合意形成を図りつつ、地区計画などの制度を活用したまちづくりのルールづくりを進めます。」と明記されております。

また、大阪府が本年3月に策定されました、大阪府住宅まちづくりマスタープランによりましても、千里ニュータウン全域を住宅の重点供給地区に指定し、地区計画を策定する旨明記しておられまして、これらにつきましても、本市の考え方と合致いたすところがございます。

今回の吹田都市計画一団地の住宅施設、千里丘陵1号住宅、3号住宅の廃止に伴いまして、本市といたしましては千里ニュータウン建設時の計画理念を継承しつつ、市が目指しておりますコミュニティの再生や環境先進都市としての考え方、また、著しく高齢化しております都市型住環境のあり方などを見据えまして、千里ニュータウン全域に都市計画法上の地区計画の指定を行ってまいりたいと考えております。

大阪府におかれましては、現在計画中の府営住宅等の公的賃貸住宅の建て替えに

際しましても、千里ニュータウン再生指針や本市が策定いたしました千里ニュータウンのまちづくり指針を遵守し、建て替え事業によって生じます再生地や活用地上につきましても、積極的に地区計画の活用を図っていただき、本市とともに良好な住環境の保全と育成に最大限の尽力を賜りますようお願い申し上げます。

本市といたしましても、今後は、保全するもの、改善するもの、創造するものを見極め、20世紀の千里がまちづくりのモデルでありましたように、21世紀の千里がリニューアルのモデル、再生のモデルとして、全国のニュータウン再生を牽引する輝く千里、輝き続ける千里となりますよう、全力を傾注してまいりたい所存でございます。

結びになりますが、本日臨時委員といたしまして、このような発言の機会を賜りましたことに心より感謝申し上げます。意見とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○会長（岡田憲夫君） ありがとうございます。今いただきました阪口委員の御意見は、要望というふうにとらえさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

○阪口臨時委員 はい。

○会長（岡田憲夫君） そのほかに御意見、御質問ございませんですか。

○堀田委員 質問ですけれども、現在の1号住宅と3号住宅は、現在の容積率、建ぺい率はいかほどになっているのでしょうか。

○幹事（桶谷剛史君） 1号住宅も3号住宅もそうなんですけれども、敷地全体に対する建築面積ということにしてまして、細かく言いますと今の建ぺい率と若干ニュアンスが違うんですが、意味合いは先ほど言いましたように258ヘクタールですので、その

敷地全体の建築面積の割合ということで考えますと、最近5月時点で調べたものでございますが、10分の1.53。団地面積全体に対する建築面積の割合というふうに理解してほしいんですが、それが今現在では10分の1.53になってございます。一方、3号住宅ですが、同じく10分の1.52ということになってございます。以上です。

○堀田委員 この一団地の施設というのが廃止されて、当初のこの一団地の施設によると、建築面積がその程度に抑えられていたと、その一団地の施設が廃止されると基準ですね、これは通常の利用地域に従った10分の6とか、10分の20と。今は10分の1.53ですけどね。これが10分の6とか10分の20ということになるんでしょうかね。私は、千里ニュータウンというのはゆったりした環境で緑がいっぱいあるというのが、千里ニュータウンの値打ちの一番大事な源泉になっているんじゃないかと思うんですけども。そういう点では一団地の住宅施設が廃止になったら10分の6、10分の20ということになるんでしょうか、その御説明していただきたいんです。

○幹事（桶谷剛史君） 一団地の区域の中で、いろいろ用途地域が分かれておるところがございまして、現在はその用途地域によりまして、その建ぺい率、容積率なりの規制で行われているということでございます。

ただ、吹田市につきましては、実態としてはまちづくり指針というのを吹田市さん独自で持っておられまして、これは指導要綱という形の位置づけではございまして、法的にぜひということではないんですが、今までこれを守られてきているようでして、その中でいきますと、例えば、住宅で建ぺい率60の容積率200になっているわけですが、これを建ぺい率50の150ということで指導されているということで、今までそうされてきておりまして、それが守られているというふうに聞いてございます。

○堀田委員 これは意見として申し上げておきますけども、従来の一団地の住宅施設として良好な住環境をきっちり築いてきたと。今回、そういうのを廃止して、じゃあそれに変わるルールは何なんだと聞きますと、用途地域による制限か、あるいは吹田市さんに伺いますと、この場合吹田市ですけど、吹田市さんで実施している要綱か、あるいは今後の作られるだろう地区計画かということになってくるんですね。

だから、そういう点ではこれまでの基準にかわるものがまだまとまっていない、あるいは法規範的には十分な形になっていない段階ではないかなと思います。そういう段階で急いで一団地の住宅施設というのを廃止する必要性はないんじゃないかと、時期尚早という感じがしますので、反対だという御意見を申し上げます。

○会長（岡田憲夫君） ありがとうございます。

それでは、今の堀田委員の御意見は御異議があるというふうに、反対意見を表明されたという。

そのほか御意見、御質問等ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（岡田憲夫君） もしございませんようでしたら、この議案につきましては御異議がございますので、採決をしたいと思います。

まず、この二つの議案につきまして一括により採決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（岡田憲夫君） それでは御異議がないようですので、この二つの議案については一括して採決します。

議第252号及び議第253号議案を原案どおり承認することにつきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

○会長（岡田憲夫君） 挙手多数ですので、この議案は原案どおり可決されました。

4 議第255号「東部大阪都市計画道路の変更」について

○会長（岡田憲夫君） 次に、御審議いただきますのは、議第255号議案でございます。その内容につきまして幹事に説明をさせます。

○幹事（桶谷剛史君） 議第255号「東部大阪都市計画道路の変更」について御説明いたします。議案書の33ページから36ページ、資料の87ページから91ページでございます。

本案件は、東部大阪都市計画道路1・4・209-1号大阪守口線について、ジャンクションの追加を行おうとするものでございます。

大阪守口線は、大阪市北区の阪神高速環状線分岐部から守口市大日町4丁目の国道1号へ至る、延長約10.8キロメートル、車線数4車線の自動車専用道路で、大阪都心部と大阪北東部地域を連絡し、都心部へのアクセス性を高める重要な路線でございます。現状としましては、大阪守口線と近畿自動車道は直接接続されておらず、一旦、国道1号と府道大阪中央環状線を経由しなければ相互に乗り入れができない状況でございます。

このような状況のもと、平成18年2月の国土開発幹線自動車道建設会議において、守口ジャンクションの整備が位置づけられました。これを受けまして、今回、近畿

自動車道と大阪守口線を相互に連絡し、高速道路ネットワークを強化することで都心流出入交通の分散化、移動時間の短縮、事故・災害時の代替路線、一般道路に与える負荷の軽減を目的とし、ジャンクションの追加を行うものでございます。

それでは、計画の概要について御説明いたします。

今回追加します渡り線の車線数は1車線、設計速度は40キロメートル、道路構造は高架構造でございます。

ルートといたしましては、大阪守口線から近畿自動車道へ向かう渡り線につきましては、守口ランプ出口を越えた付近から本線と分岐した後、料金所を通過し、左に進みますと、近畿自動車道の上空を通過し、近畿自動車道南行きに合流します。また、右に進みますと、近畿自動車道北行きに合流します。

次に、近畿自動車道から大阪守口線へ向かう渡り線につきましては、近畿自動車道南行きから本線と分岐した後、近畿自動車道の上空を通過し、渡り線と合流し、大阪守口線本線に合流します。また、近畿自動車道北行きからは、本線と分岐し、渡り線と合流し、大阪守口線本線に合流します。

計画図で説明いたしますと、大阪守口線から近畿自動車道へは、近畿自動車道南行きに向かう渡り線、近畿自動車道北行きに向かう渡り線が追加される形となります。また、近畿自動車道から大阪守口線へは、近畿自動車道南行きからの渡り線、近畿自動車道北行きからの渡り線が追加される形となります。

変更内容については以上でございます

次に、都市計画法第17条に基づき、平成19年11月5日から19日までの2週間、案の縦覧を行いましたところ、意見書は提出されませんでした。

なお、案の作成に当たり公述人を募集いたしましたが、公述の申出はありませんでした。

説明は以上でございます。

○会長（岡田憲夫君） ただいま幹事から説明を受けました議案につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

○堀田委員 地元の市議員さんから、この道路が、渡り線をつくることによって三角地というんですかね、守口市大日町1丁目15番、16番地ですね。非常に高速道路とか、道路にぐるっと囲まれた三角地、そこがさらに分断されたり、高い橋げたが建つことによって、さらに住みにくい、そういう地域になるんじゃないかと。ですから、地元から全部買収してほしいという声も出ていました。ということで、地元の議員さんからも意見を聞いているんですけども。この点では、地元市さんから全部買収、都市計画道路に入っていないところについても、全部買収してやってほしいという要望は出てないでしょうか。もし出てましたら、どう対応されるのかお聞かせください。

○会長（岡田憲夫君） それは要望が出てるかどうかということをお聞かされてるんですか。

○堀田委員 そうです。

○幹事（桶谷剛史君） 道路買収の原則、道路の投影部分ということになります。ということで、原則はそういうことになってまして、その方針で地元にあたるとは聞いています。ただ、阪神高速の事業者の方へは、市からそういうことで要望が伝えられているということも聞いてございます。今後、用地交渉の中でどういうふうになるかということだと思います。

○堀田委員　そしたら議案には賛成ですけども、地元市から出ていますそういう要望をぜひ実現するように、大阪府としても尽力していただきたいということをお願いしておきます。

○会長（岡田憲夫君）　ありがとうございました。

では、そのほか御意見、御質問はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（岡田憲夫君）　本件につきましては反対の御意見がないというふうに判断し、表決をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（岡田憲夫君）　それでは議255号の原案ですが、原案どおり承認することにつきまして、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○会長（岡田憲夫君）　御異議がないようですので、原案どおり可決します。

5 議第257号「南部大阪都市計画道路の変更」について 議第258号「大阪都市計画道路の変更」について

○会長（岡田憲夫君）　最後に御審議いただきますのは、議第257号及び議第258号です。

この二つの議案につきましては、相互に関連しておりますので、その内容につきまして幹事にまとめて説明をさせます。

○幹事（桶谷剛史君）　議第257号「南部大阪都市計画道路の変更」及び議第258号「大阪都市計画道路の変更」につきまして、一括して御説明いたします。議案書の51ページ

から58ページ、資料の93ページから101ページでございます。

本案件は、南部大阪都市計画道路1・3・217-1号大阪松原線の松原ジャンクションにおける北西渡り線の追加及び、これに伴う南部大阪都市計画道路3・1・217-1号大阪中央環状線の幅員及び起点の変更並びに大阪都市計画道路広路7大阪中央環状線の終点の変更を行おうとするものです。

都市計画道路大阪松原線は、阪神高速環状線の分岐部から大和川線と接続する三宅ジャンクションを経由し、松原ジャンクションに至る延長約11.2キロメートル、車線数4ないし6車線の自動車専用道路で、阪神高速松原線として供用されております。

現在の松原ジャンクションは、近畿自動車道、西名阪自動車道及び大阪松原線を相互に連絡するジャンクションであり、近畿自動車道（吹田方面）と西名阪自動車道を結ぶ北東渡り線、西名阪自動車道と近畿自動車道（阪和道方面）を結ぶ南東渡り線、大阪松原線と近畿自動車道（阪和道方面）を結ぶ南西渡り線の3方向が供用されておりますが、大阪松原線と近畿自動車道（吹田方面）を結ぶ北西渡り線は未整備の状態であり、高速道路間の連絡に一般道路を介して乗り継ぐ必要がある状況でございます。

現在、大和川線の整備が進められており、今後、松原ジャンクションの北西渡り線を追加することにより、大阪都市再生環状道路の一部を形成し、近畿圏における社会経済活動を支え、大阪都市圏の交通利便性を向上させることとなります。

それでは計画の概要について御説明いたします。

まず、今回追加する北西渡り線の車級数は1車線、設計速度は40キロ、道路構造は

高架構造でございます。

次に計画ルートとしましては、近畿自動車道から大阪松原線への渡り線については、近畿自動車道南行から分岐し、西名阪自動車道及び近畿自動車道の上空を通過し、南西渡り線に合流した後、大阪松原線本線に合流します。

次に大阪松原線から近畿自動車道への渡り線については、南西渡り線から分岐し、近畿自動車道へ合流します。北西渡り線の追加の説明については以上です。

続きまして、大阪中央環状線の「幅員の変更」についてですが、先ほどの大阪松原線から近畿自動車道（吹田方面）へ連絡する北西渡り線を接続する際、既設の大阪中央環状線が支障となるため、大阪中央環状線を西側へ移設する必要があり、そのため一部区間の幅員の変更を行うものです。

最後に大阪中央環状線の「起終点の変更」ですが、大阪都市計画道路・広路7・大阪中央環状線は旧都市計画法時代に、大阪都市計画区域界を越え、大和川左岸堤防上の府道大阪羽曳野線に至る道路として計画決定され、また、南部大阪都市計画道路3・1・217-1号大阪中央環状線は、その大阪都市計画道路の終点から堺市に至る都市計画道路として決定されておりました。

今回、起終点を都市計画区域境界で合わせることにし、そのため大阪都市計画道路の終点と、南部大阪都市計画道路の起点を変更しようとするものです。

変更内容については以上でございます。

次に、都市計画法第17条に基づき、平成19年11月1日から15日までの2週間、案の縦覧を行いましたところ、意見書は提出されませんでした。

なお、案の作成に当たり公述人を募集いたしましたが、公述の申出はありませんで

した。

説明は以上でございます。

○会長（岡田憲夫君） ただいま幹事から説明を受けました、議案につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

○堀田委員 高速道路を直接接続しようということは合理的なことですから賛成であります。ただ、この議案に賛成ですけれども、配付されたパンフレットを見ますと、大阪都市再生環状道路の形成を一層促進するものであると、そういう位置づけがされています。私どもが申します都市再生環状道路というのは、やる必要のない無駄な公共事業だと考えています。従来から反対しておりますので、この議案に賛成ですけれども、だからといって都市再生環状道路に賛成するわけでないということを念のために意見として申し上げておきます。

○会長（岡田憲夫君） 堀田委員、ありがとうございました。

それでは、そのほか御意見、御質問はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（岡田憲夫君） よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては反対意見がございませんので、表決をさせていただきます。

まず、この二つの議案につきまして一括により表決を行うことに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（岡田憲夫君） それでは御異議がないようですので、この二つの議案については

一括して表決を行います。

議第257号及び議第258号、これらを原案どおり承認することにつきまして、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（岡田憲夫君） 御異議がないようですので、原案どおり可決します。

以上で、本日の審議は終了いたしました。本日、御審議いただきました議案につきましては、直ちに事務局に必要な手続を進めさせます。

6 報告案件「景観法に基づく景観計画の策定」について

○会長（岡田憲夫君） 引き続きまして、景観法に基づく景観計画の策定につきまして幹事から報告があります。

○幹事（中野義裕君） 幹事の住宅まちづくり部建築企画課の中野です。報告案件、景観法に基づく景観計画の策定につきましてお手元の資料3を御参照ください。

大阪府では、これまで自主条例であります大阪府景観条例に基づきまして景観形成の取り組みを進めてまいりました。平成17年6月に全面施行されました景観法につきまして、本府としてどのように活用していくのか等につきまして、大阪府景観審議会にて議論を進めてまいりましたところで、先般、積極的な景観法制度の活用が望ましいという御答申をいただきました。

今後、景観計画を策定する段階になりましたら、本都市計画審議会の御意見を聞くこととされておりますため、本日、景観法に基づく景観計画の策定につきまして、

その概要をあらかじめ委員の皆様方に御説明、御報告するものでございます。

まず、景観法の制度の概要を御説明いたします。一番上の部分でございますが、景観法では、景観施策を担う主体を景観行政団体として位置づけております。政令市、中核市は当該市が景観行政団体となりますが、その他の市町村は都道府県が景観行政団体となります。また、都道府県知事の同意を得ました市町村は、当該市町村が景観行政団体となることができます。

国の景観法の運用方針では、「良好な景観の形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係する課題であること、地域の特色に応じたきめ細かな規制誘導方策が有効であることから、基礎的自治体である市町村が中心的な役割を担うことが望ましい。」というふうにされておきまして、本府といたしましても、府内のできるだけ多くの市町村が景観行政団体になりまして、主体的に地域の特性に応じた景観施策を実施していただきたいというふうに考えております。

大阪府内での景観行政団体の状況でございますが、現在、政令市の大阪市・堺市、中核市の高槻市・東大阪市に加えまして、箕面市・豊中市が景観行政団体となっております。その他の市町村の区域では、大阪府が景観行政団体となっておりますのでございます。

なお、この6市以外にも、現在、太子町が手続中でありまして、来年早々にも景観行政団体となる予定になってございます。その他、数市町村におきまして景観行政団体となるよう準備・検討中でございます。

次に右側の水色の部分でございます。景観計画の策定ということですが、これは、地域の特性に応じまして、景観を整備すべき方針を定め、その区域内では、届け出に

より建築物等の指導誘導を行っていかうというものでございます。

建築物・工作物の意匠、形態については、条例を定めることにより変更命令が可能となるなど、一定の強制力を持つことができます。また、景観計画の区域内では、住民合意によるきめ細やかな景観に関するルールづくりでございます景観協定や、景観上重要な建築物・工作物・樹木を指定することにより積極的に保全していく方策も可能となります。

さらに、右のクリーム色の部分でございます。より積極的に景観形成を進めていかうとする場合の手法といたしまして、景観地区という制度がございます。これは、市町村が都市計画決定いたしますことにより、高さや敷地面積なども制限することが可能となります。

このように景観法を活用し、景観計画区域や景観地区を指定することによりまして、地域の特性に応じた景観施策を実施していくことができるわけでございます。これに対しまして、税制、あるいは財政上の支援・規制緩和措置・屋外広告物法との連携などの支援策、さらには地域のNPOや公益法人と連携いたしましての景観整備機構の指定、地域の景観に関するルールづくりを行う場であります景観協議会等、こういったメニューも法に規定されているところでございます。

次に、景観計画策定の手続きについて御説明いたします。景観計画案を策定いたしますと、この案に対しまして、公聴会等によります住民の意見、また、都市計画審議会及び関係市町村の意見を聞くことが法律に義務づけられております。

都市計画審議会に関連する部分でございますが、景観法第9条第2項で景観計画を定めようとする場合には、あらかじめ都市計画審議会の意見を聞かなければならない

というふうに定められています。なお、大阪府では、景観施策について審議いたします景観審議会が別に設置されておりますので、景観審議会でも御審議をいただくこととなります。

次に、景観計画について、どのようなことを計画で定めるのかということでございます。景観計画の区域、景観形成の方針、行為の制限といたしまして、届け出を要する行為、勧告等のもととなる制限や措置の基準、さらに指定対象がある場合でございますが、景観重要建造物、あるいは樹木の指定の方針、さらに屋外広告物の行為の制限に関する事項、景観重要公共施設の整備に関する事項、景観重要公共施設に関連する許可の基準、景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本事項、自然公園法の特別地域等での行為の許可の基準、これらのうち必要なものを定めることというふうにされております。

次に、現在の大阪府の景観施策の状況につきまして御説明いたします。

大阪府では平成10年に「大阪府景観条例」を策定いたしました。その翌年、景観条例に基づく「景観形成基本方針」を策定いたしております。この景観条例並びに景観形成基本方針に基づきまして、広域的な観点から景観上重要な地域を景観形成地域に指定し、大規模建築物等の届け出により指導誘導を実施してきているところでございます。

景観形成地域は、現在までに国道171号、国道423号、国道308号、大阪中央環状線等、国道26号、国道170号、これらの六つの道路軸沿道と淀川の河川軸沿岸の合計七つの地域を指定しております。これら地域内での大規模建築物等の建築の際に届け出をいただきまして、形態・意匠・色彩・配置計画・緑化等について指導・誘導を実施

しているところございます。

大阪府といたしましてはこれまで、今説明いたしました景観条例に基づき実施してきました景観形成地域での景観誘導を、今後は景観法に基づく景観計画での景観誘導に切り替えまして、法の裏づけを得ました、より実効性のあるものとするとともに、景観法に用意されておりますさまざまなメニューを活用し、良好な景観形成につなげてまいりたいというふうに考えております。

次に今後のスケジュールでございます。現在、景観法を受けた形にいたしますために、大阪府景観条例並びに大阪府景観形成基本方針の改正の検討を進めているところでございます。12月19日から、改正案について府民意見を聞くためのパブリックコメントを実施いたしております。条例改正案につきましては、来年2月の定例府議会に上程させていただきたいというふうに考えております。

景観計画につきましては、条例が改正後の平成20年度に入りまして、本格的に策定作業に入りたいと考えております。

現在の条例によります景観形成地域につきまして、先ほど御説明いたしました七つがございますが、これを法に基づく景観計画に切りかえますとともに、新たな地域についても検討を進めまして、景観計画を策定してまいりたいというふうに考えております。

したがって、来年の7月ごろの都市計画審議会で景観計画の案を御提示させていただきまして、都市計画としての御意見を賜りたいというふうに考えております。

8月には景観審議会の議を経ました上で、景観計画を策定して、改正いたしました景観条例とともに、10月ごろから施行してまいりたいというふうに考えております

ので、よろしくお願ひいたします。

報告は以上でございます。

○会長（岡田憲夫君） ありがとうございます。

本報告につきまして、何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（岡田憲夫君） それでは、こういう景観法に基づいた景観計画、新しい流れだと思ひますが、都市計画、あるいは本審議会ともいろんな形で関係が出てくると思ひます。いい景観計画ができるように努められる、そういう一つの下地が今できつつあるのかなというふうに考へます。

何か御意見等がございませんようでしたら、これで終わらせていただきたいと思ひますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、これをもちまして、平成19年度第2回大阪府都市計画審議会を閉会とさせていただきます。

委員の皆様方には議事の進行に御協力いただきまして、ありがとうございます。

午前11時38分閉会